

令和2年度
日の出町教育推進計画



令和2年4月
日の出町教育委員会

目 次

I 計画の性格	1
1. 目的	
2. 基本的考え方	
3. 目標期間	
II 施策の体系	1
〔学校教育課〕	
〔文化スポーツ課〕	
〔学校給食センター〕	
III 主要施策	2
〔学校教育課〕	2
1. 「生きる力」を育む学校教育の推進	2
①学校経営力の向上と教育施策の推進	
②豊かな人間性を育むための教育の推進	
③いじめ・不登校対策の推進	
④学力向上策の充実	
⑤体力向上・健康増進に向けた取組の推進	
⑥教職員研修の充実と若手教員の育成	
⑦支援教育の推進	
2. 教育環境の整備充実	4
①校舎の整備	
②体育館・プール・校庭の整備	
③安全・安心な学校づくり	
④教育の機会均等の確保	
⑤日の出町立学校における働き方改革の推進	
3. 開かれた学校づくりの推進	5
①学校・家庭・地域の連携・協働の推進	
②地域の教育資源の活用	
〔文化スポーツ課〕	6
1. 生涯学習・文化・スポーツの推進	6
①生涯学習活動の推進	
②社会教育施設の整備促進	
③図書サービスの推進	

④図書館利用率向上の推進	
⑤住民のスポーツ人口増加の促進	
⑥スポーツ施設の整備促進	
⑦町民の芸術文化活動の育成と支援	
⑧文化財の保護と公開活用の推進	
2. 地域の教育力の向上 7
①青少年健全育成事業の推進	
②放課後子ども教室の推進	
[学校給食センター] 8
1. 学校給食の充実 8
①安全・安心な給食の提供	
②食育の推進	
③学校給食センター施設・設備等の整備・改修	
IV 推進事業(計画)一覧 10

令和2年度日の出町教育推進計画

I 計画の性格

1. 目的

本計画は、今日の教育を取り巻く様々な課題に対応するとともに、「日の出町教育大綱」、第五次日の出町長期総合計画・前期基本計画（※）及び、日の出町教育委員会の教育目標・基本方針に基づく主要施策を総合的かつ体系的に展開し、効率的、効果的な教育行政の推進を図る指針とする。

また、取組の執行状況については、日の出町教育委員会の「点検・評価」実施要領に基づく点検と評価、公表を通して、教育行政の見直しや改善を図り、住民への説明責任と開かれた教育行政の推進に努める。

※現在、町議会特別委員会で審議中

2. 基本的考え方

この計画は、「日の出町教育大綱」、日の出町長期総合計画や日の出町教育委員会の教育目標・基本方針並びに主要事業進行管理表等に基づく主要な施策を総合的、体系的に示すとともに、点検と評価の実施を踏まえ、可能な限り数値目標を設定し、目標や達成状況を明確にした客観的な指標とする。

教育推進計画の施策並びに青少年の健全育成推進のため、教育委員会内所管の連携を図るとともに、家庭、学校、地域だけでなく社会における団体や個人が役割と責任を持ち、互いに連携・協力し合い推進を進めます。

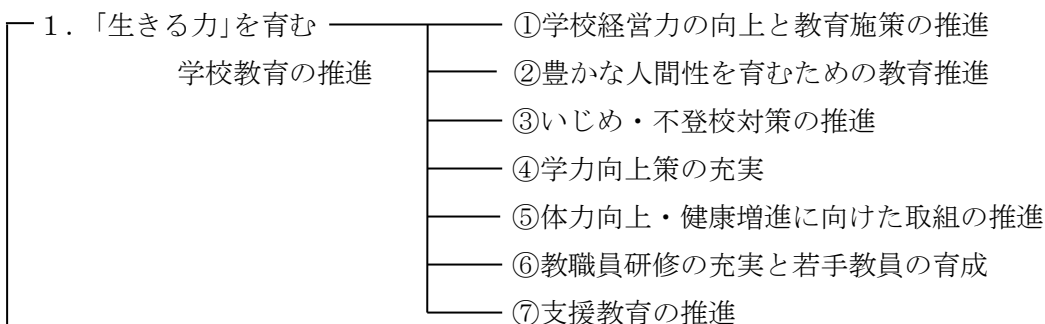
なお、教育行政全般に亘る施策に基づく総合的な教育推進計画の策定を図っていくものとする。

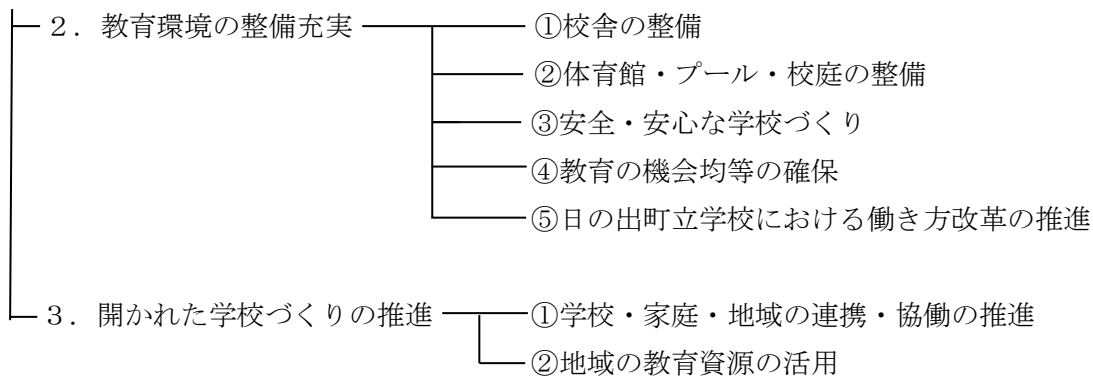
3. 目標期間

目標の期間は単年度とし、「点検・評価」を踏まえた見直しと改善を通して、毎年度改訂を行うものとする。

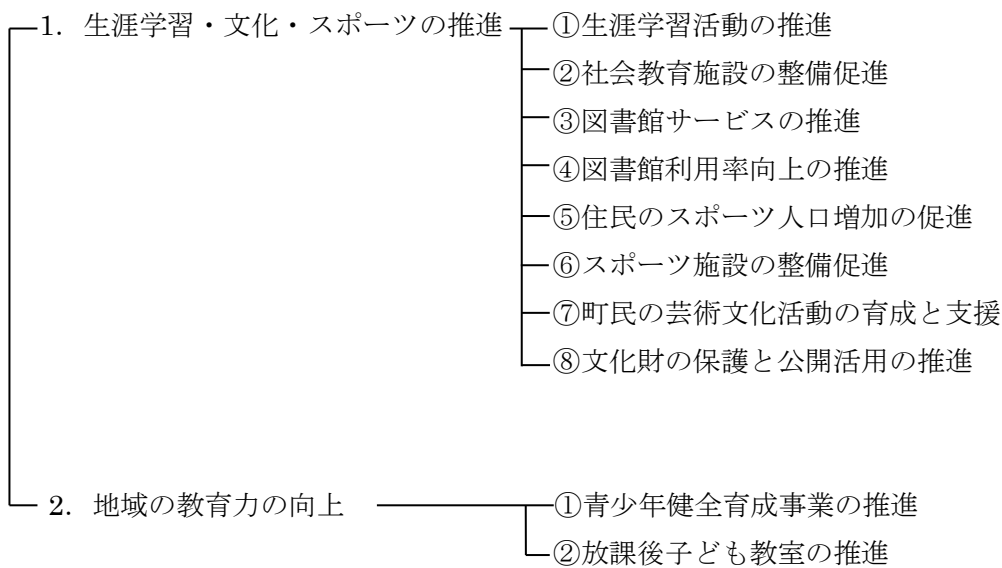
II 施策の体系

〔学校教育課〕

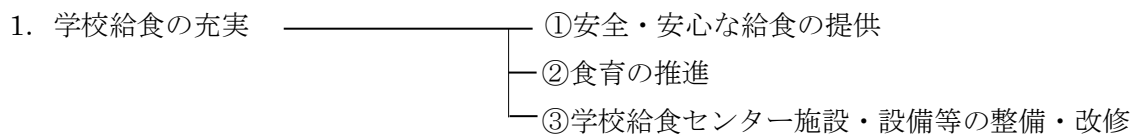




〔文化スポーツ課〕



〔学校給食センター〕



Ⅲ 主要施策

〔学校教育課〕

1. 「生きる力」を育む学校教育の推進

《現状と課題》

学校は、児童・生徒に対して「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」の定着に基づく「生きる力」を育むため、特色ある教育課程の編成や指導法の工夫・改善など教育内容の充実を図る取組が強く求められている。

一方、児童・生徒の増加並びに核家族化や少子高齢化社会を背景とした家庭や地域の教育力低下が指摘されている。また、児童・生徒の様々な問題行動が顕在化するなど、学校教育を取

り巻く様々な課題に対し、学校は、家庭、地域社会と緊密な連携の下、児童・生徒の「生きる力」を育む学校教育の推進が喫緊の課題となっている。

《主な方策》

令和2年度、7つの事案に取組み強化、推進を図る。

①学校経営力の向上と教育施策の推進

学校へのきめ細やかな指導・助言を実施し教育目標達成に向けた学校経営への支援と教育施策を推進する。

- 学校経営支援の充実
- 教育施策の推進

②豊かな人間性を育むための教育の推進

人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献する精神を育むため、人権教育、心の教育及びキャリア教育を推進する。

- 人権教育の充実
- 生活指導の充実
- キャリア教育の推進

③いじめ・不登校対策の推進

いじめ・不登校の未然防止や早期発見、早期対応に向けて、教育相談事業を充実させるとともに、学校における教育相談体制や学校と教育相談室を初めとした関係機関との連携体制を充実させる。

- 日の出町いじめ防止対策条例に基づいた施策の推進
- 教育相談室の充実
- 学校と教育相談室、関係機関との連携体制の充実
- 学校への適応支援の充実
- 学校における教育相談体制の充実
- 不登校の早期発見・早期対応のシステムの強化

④学力向上策の充実

学習指導要領が示す基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図り、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力とともに、主体的に取り組む態度を身に付けることを目指して、授業改善や個に応じた多様な指導の推進等の学力向上策の充実を図る。

- 教育研究指定校制度の推進
- 授業改善推進プランの作成・活用
- 習熟の程度に応じた少人数指導の充実
- 外国語や外国語活動の充実
- 学校・学習支援員等の活用
- 漢字検定事業の推進
- 理科教育設備の整備

○ 情報活用能力向上に資するICT環境の整備

⑤体力向上・健康増進に向けた取組の推進

2021年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえて、児童・生徒のスポーツへの関心を高め、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、体力向上や健康増進を目指して、学校における体力向上策を推進する。

さらに、児童・生徒の心身の健全な育成を図り、食に対する正しい知識と適切な判断力を養うために、食育を推進するための活動を充実させる。

○ オリンピック・パラリンピック教育の推進

○ 食育の推進

⑥教職員研修の充実と若手教員の育成

教員の指導力を高めるため、町独自及び西多摩郡町村教育委員会合同の各種教員研修の組織的、計画的な推進と、西多摩郡の公立学校教育研究会の充実・支援を図る。

また、町独自でアドバイザーを雇用し、若手教員等の育成を図る。

○ 教育課題研修の実施

○ 教職員研修事業の推進

○ 西多摩郡公立学校の教育研究組織の充実

○ 学校教育アドバイザー事業の推進

⑦支援教育の推進

支援を必要とする子どもたちが、個々の教育的ニーズに応じた指導が受けられるよう、支援教育の整備充実に努める。

○ 特別な支援を必要とする児童・生徒の就学支援の充実

○ 支援教育コーディネーター連絡会の開催

○ スーパーバイザー巡回相談事業の推進

○ 副籍事業の推進

○ 学校における支援教育体制の充実

○ 更なる支援教育の体制強化

2. 教育環境の整備充実

《現状と課題》

学校施設は、いずれも築後30年以上が経過し、老朽化も著しく、早急な対応が迫られている。当該学校施設整備については、緊急性・必要性などに応じた計画的な整備・改修を図るものとする。

また、児童・生徒の安全・安心や教育の機会均等を確保するための施策を推進することが重要になっている。

さらに、これからの新しい時代にふさわしい教育を発想豊かに創造し学校力を高めて推進していくことが必要であり、そのためには学校が限られた時間をいかに有効活用して課題解決にあたるのか、それを可能とする環境をどう整備していくのか、教員の働き方が極めて重要となっている。

《主な施策》

①校舎の整備

将来の人口推計等を踏まえ、老朽化等による学校施設の計画的な整備を推進し、良好な学習環境の確保を図る。

- 校舎改修工事（本宿小）
- 特別教室への空調設備設置工事
- 学校環境改善対策（トイレ洋式化・キュービクル増設）

②体育館・プール・校庭の整備

体育の授業や学校行事等に支障を及ぼさないよう計画的な改修整備に努める。

- 運動場芝生化維持管理業務委託

③安全・安心な学校づくり

児童・生徒の安全指導を徹底するとともに、校内の安全管理体制を整え、保護者・地域・関係機関と連携を図り、学校の内外における安全確保の確立に努める。

- 児童用防犯ブザー貸与
- 通学案内指導員の配置
- 通学路の安全確保
- 青少年問題協議会主催による児童・生徒の安全対策
- 児童用防災ずきんの支給
- セーフティ教室の実施

④教育の機会均等の確保

経済的な理由により学校生活や進学に支障を生じないように、教育の機会均等を確保するための施策の充実を図る。

- 児童生徒就学援助費交付事業の推進
- 児童生徒保護者補助金（修学旅行等）交付事業の推進
- 進学支度金貸付事業の推進

⑤日の出町立学校における働き方改革の推進

- 日の出町立学校における働き方改革推進プランに即した取組の充実

3. 開かれた学校づくりの推進

《現状と課題》

各学校は、教育活動や学校運営など広く公開し、保護者や地域住民から信頼される学校づくりを推進している。

引き続き、家庭・地域と連携・協力を強化するとともに、外部の人材や地域の様々な教育資源を積極的に活用し、開かれた特色がある学校づくりを推進することが求められている。

《主な施策》

①学校・家庭・地域の連携・協働の推進

学校評議員の活用や学校評価の実施により、保護者、地域住民の教育への参加を促し学校

運営の改善を図るとともに、学校支援体制を整備・強化して教育水準の向上を図る。

- 学校評議員制度の充実
- 学校評価の実施・活用
- 学校ホームページや学校通信の充実
- 地域学校協働活動推進事業の推進
- 広報の充実

②地域の教育資源の活用

日の出町の豊かな自然や豊富な知識・技能を有する人材などの教育資源を有効活用して、児童・生徒の様々な体験活動の充実を図る。

- 地域自然の活用
- 日の出町学校支援人材バンクの活用

〔文化スポーツ課〕

1. 生涯学習・文化・スポーツの推進

《現状と課題》

生きがいを感じ健康で楽しく過ごせるよう生涯学習の必要性が高まっており、「いつでも、どこでも、だれでも」楽しく学ぶことができる講座を開催し、大勢の老若男女が参加できる町民大学の充実を図る必要があるが、開催時期や時間等の設定及び講師の確保が難しいため計画どおりの講座実施が課題となっている。

芸術文化活動は「日の出町やまびこホール」を拠点とし、町民文化祭やプレミアムコンサート等で文化活動の推進をさらに努める必要がある。

町民の健康推進を目的としたスポーツの振興は、スポーツ人口の増加を図る必要がある。また、スポーツ施設の計画的な改修を進め、適正な維持管理に努めていく必要がある。

本年度は、特定非営利活動法人日の出町スポーツ協会が設立2年目を迎え、また日の出町総合型地域スポーツ・文化クラブも設立3年目を迎え、共に新たな会員の確保を図る必要がある。

町の文化財保護は、町民登録文化財制度が始まり、更に文化財に親しむ機会と町民の文化財保護意識を高める必要がある。

図書館は利用者の増加を目指した新たな取組と、サービス向上の課題がある。

《主な方策》

①生涯学習活動の推進

子どもから大人まで「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に学習でき、その成果により生きがいを感じる生活が送れる事業を開催する。

- ひので町民大学、映画講座、ひので映画大使の開催
- 社会教育関係団体の普及と周知

②社会教育施設の整備促進

日の出町やまびこホールの多用途な利用と本宿学習等供用施設もあわせた施設の利用を増やし文化的活動を推進する。

- 日の出町やまびこホールの利用促進

- 社会教育施設の維持管理

③図書サービスの推進

視覚障がいの方や福祉施設利用者等の方への図書サービスの充実により図書館サービスの向上を図る。

- デイジー録音図書による視覚障がい者の方へのサービス提供
- 町内の小・中学校や学童クラブへ図書団体貸出の推進
- ブックスタート事業の充実

④図書館利用率向上の推進

図書館利用者からの意見を反映し、地域の情報収集場所としての役割を果たす。

読書活動を促進するため、昨年度更新された図書貸出システムの便利な機能を周知し、多くの利用者が活用して図書利用率を向上させる。

- 各種イベントや一日体験図書館員事業の実施
- 図書システム機能の活用

⑤住民のスポーツ人口増加の促進

スポーツをしていない方には、スポーツ推進委員及び担当係が事業を開催し、スポーツをしている方とスポーツ団体の活動促進は（特非）スポーツ協会が事業開催を図る。

- スポーツ推進委員事業の促進
- 各種スポーツの普及・交流事業の開催
- （特非）スポーツ協会の活動援助
- 総合型地域スポーツクラブの活動援助

⑥スポーツ施設の整備促進

安全で利用しやすい施設の維持管理が必要であり、特に老朽化した施設管理は計画的に取り組む必要がある。また予約方法など誰でも利用できる制度にしてスポーツの普及を促進する。

- 施設修繕計画に伴う点検等
- スポーツと文化の森・谷戸沢サッカー場の施設整備

⑦町民の芸術文化活動の育成と支援

- 町民文化祭の援助

⑧文化財の保護と公開活用の推進

- 町民登録文化財の登録

※平成 28 年度から導入された「ひのでちゃん行政カード」により、生涯学習講座やスポーツ教室の参加者と図書館読書手帳完読者へのポイント付与で、講座等の参加者や図書館利用者の増加を促進する。

2. 地域の教育力の向上

《現状と課題》

子どもの健やかな成長を育むため学校・家庭・地域が連携し一体となった取組が必要である。青少年委員と青少年健全育成会は各種の子ども体験事業と親子体験事業を実施している。町

PTA と連携し健全育成を更に推進することが求められている。

《主な方策》

- ① 青少年健全育成事業の推進
 - 青少年委員事業の推進
 - 青少年健全育成会事業の充実化
- ② 放課後子ども教室の推進
 - 教室の運営スタッフの確保
 - 教室内容の充実化

〔学校給食センター〕

1. 学校給食の充実

《現状と課題》

学校給食は、成長期にある児童・生徒の健全な発達に資するとともに、児童・生徒の食に関わる正しい理解と適切な判断力を養う上で非常に重要な役割を果たすことから、栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供するため、今後とも学校と連携を密にし、適切な学校給食の実施に努めていくことが求められている。

また、学校給食センターは、昭和54年に建築されたものであり施設並びに設備の老朽化が随所に見られることから計画的な整備が求められている。

《主な方策》

- ① 安全・安心な給食の提供
 - 食の安全を確保するため、施設の衛生管理をはじめ、職員の健康管理が重要であることから、衛生管理講習会を実施し、非常勤職員を含む給食センター全職員の衛生管理意識の向上と徹底を図る。
 - また、地元で生産された、安全・安心で新鮮な食材を積極的に給食食材に取り入れるとともに、給食食材の安全性を再確認するため、当面の間は、使用野菜を中心に放射性物質検査を継続する。
 - 施設・設備等の衛生管理
 - 職員の健康管理
 - 衛生管理講習会の実施
 - 地産地消の推進
 - 給食食材の放射性物質検査の継続
- ② 食育の推進
 - 食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、社会性及び食文化の観点から食育を推進する。
 - 給食センター栄養士による食育授業の実施
 - 特徴のある学校給食献立の実施
 - 個々食器による給食指導の継続
 - 料理教室の実施

③ 学校給食センター施設・設備等の整備改修

平成23年度に耐震補強工事を実施したが、施設設備については随所に老朽化が見られることから、児童・生徒に安全・安心な給食を提供するため、広域連携を視野に入れた計画的な施設・設備等の整備改修を図るものとする。

- 炊飯機のガスバーナー交換工事
- フードスライサー備品購入